

20世紀のライシテ②

フランスのライシテの歴史において、2つの大戦間に大きくページを割くことはあまりないようである。もちろん、その間何も起こらなかったわけではない。むしろ表面に現れにくい変化が起こっていたと言えるかもしれない。

1920年代は、フランス語でグランド・ゲール (Grande Guerre、大戦争) と言われる第1次世界大戦がようやく終わって、憂いのない雰囲気包まれた時代となった。「狂乱の時代 (Années folles)」とも呼ばれたこの時期、芸術のみならず、スポーツからファッションに至るまで、さまざまな娯楽文化が発展した。ファッションを例にとれば、「苦痛を伴う過去から着想を得るのではなく、何もかもを作り出した」時代であり、女性の身体表現や美意識が変化し、羞恥心が薄まって、過去の多くのタブーも破られた (エクスプレス紙のリンク参照)。こうした内面性の移り変わりに非宗教化の影響がないとは言えないと思う。人々の気分が高揚していた華やかな時代に、ささやかとは言えない精神性の変化があったのかもしれない。

しかしながら、1929年、アメリカでの株価大暴落が引き起こした大恐慌によって状況は一変する。

この世界的な不況はやや遅れてフランスに飛び火し、1930年代に入り本格的な経済危機が訪れた。1936年社会党の人民戦線 (Front populaire) が政権につき、3人の女性が政府の政務次官についたり、スポーツと娯楽対策の役職が作られたり、富裕層に限られていた有給休暇を労働者層にも適用したりと、現在にも通じる方針、政策を打ち出していく。しかしながら、経済危機からの脱却は果たせず、また対外的にもヒトラーのドイツが台頭する中、拳国一致が必要な時期に右派だけでなく左派からも反発を受け、国をまとめることができなかった。

そうした大戦間の雰囲気の中で、ライシテと宗教の共存が模索され続けていく。

「第3共和制の長い政治的経験のあと、1930年代のフランスでは、共和制という政治体制に異を唱えないという点では、右翼も左翼も共通していた」(竹岡) というのは政治上の指摘である。だがライシテにおいても、どんな信教信条があっても共和制を否定するという発想はこの時期にはもはや消え去り、1905年法で定められた政教分離の基盤が覆されることはなくなったと言えよう。いくらフランス大司教会議が「ライシテ関連法案の『無神論的性格』を非難し、『神の法』の絶対的優位についてこだわ」(谷川)、「ライシテの法律など法律とは言えないとフランスの司教たちが声高に宣言しても」(Baubérot)、世論はもはやそれについていかなかった。

仮にライシテの原則にそぐわないとしても、国家秩序や世論の安定を優先した節もある。すでに述べた1926年のモスクの建設にパリ市と国が補助金を拠出したことや、カトリック教会に対し新設礼拝場建設地の地代を年間1フランとし、99年間の賃貸契約を認めたことなどがその例と言えよう。

また教育現場では道徳科目などをめぐって教会側と左派教

員組合との間に緊張が走ったりしているが、先述の人民戦線内閣は反教権的というより自由主義的な教育政策をとって (谷川)、学校内での宗教的、政治的宣伝活動を禁止している (Baubérot)。

この時期に多くの社会的な進歩がみられたとはいえ女性参政権は実現されていない。カトリックの女性たちが女性参政権獲得のために運動を行うものの、反教権主義派がそれを阻んでいた (Baubérot)。伝統宗教のカトリックは保守派のイメージがあるが、もはや社会の構造は、保守対進歩という単純な対立構造ではなくなっていたようだ。

両大戦間の20年は、ライシテの観点でいうと、1905年法から第一次世界大戦を経てライシテが国民の意識の中で完全に共和主義に取り込まれていった時期とでも言えるだろうか。二つのフランスの利害争いではなく、よりよく社会にライシテを適用する方向で民意が収斂される土壌を築いた時期と言えるようにも思う。

第2次世界大戦がはじまって間もない1940年6月、フランスはドイツに降伏する。第1次世界大戦では短期決戦を狙ったが結果的に4年の長きわたって戦い続けた。それに対し第2次世界大戦では、長期決戦を想定しながらわずか6週間で敗北する。

敗戦後に誕生したナチスの傀儡政権ヴィシー政府は、完全にカトリック寄りであったどころか、ライシテの原則に反する政府であった。フランスの衰退はライシテにあるとし、ユダヤ人の迫害や、市民の公職追放、フリーメーソンの解散など、宗教的、民族的に差別的な政策をとった。愛国心やキリスト教文明への回帰が説かれ、学校での宗教教育も復活した (Baubérot)。そして教会財産の返還、私立学校への補助金の助成、修道会の教育活動を禁止した法律の撤廃など、カトリック教会に有利な対策が取られた (谷川)。ただカトリックを優遇したとはいえ、政教分離の原則は崩さなかった。

第2次世界大戦中、なし崩し的に狂わされたライシテであったが、ナチスドイツの占領下という非常時でもあり、この時期に取られた政策で後に続くものがあるとしても、ライシテの大きな潮流を堰き止めるところまでは行かなかった。

そして、戦後、ライシテの原則が憲法に組み込まれることで、それをめぐる歴史も新しい時代に入っていくのである。

[参照インターネットサイト]

(リンクは2021年3月3日時点)

Jean Baubérot, *Histoire de la laïcité en France*, PUF, 2010 (pp.94-100)。

Michelle FAYET, *Le grand livre de l'histoire de France*, Eyrolles, 2014 (pp.372-399)。

谷川稔『十字架と三色旗』岩波現代文庫、2015年 (pp.256-261)。
竹岡敬温「1930年代フランスの主要政治勢力について」、『大阪大学経済学』Vol. 58-2 (https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/22979/oep058_2_246.pdf)。

"6. Les années folles," https://www.lexpress.fr/culture/livre/6-les-annees-folles_818957.html。